議題３：地域公共交通計画認定申請の承認について

合志市コミュニティバスは地域公共交通確保維持改善事業として国庫補助金を活用した事業を行っています。

そのため、事業を実施するにあたり、地域公共交通計画認定申請を本協議会に承認いただいた上で、国土交通大臣へ申請を行う必要があります。

つきましては、認定申請書の作成を行いましたので委員の皆様にご確認の上、御承諾を頂く必要がございます。

なお、今回作成した申請書について、申請後に運輸支局より修正する必要が示された場合は事務局一任にて対応いたします。

令和7年6月　 日

（名称）合志市地域公共交通協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【背景と目的】

本市においては、市民のマイカーへの依存度は高く、公共交通の利用者は減少傾向が続いています。

市の１割が市街化区域(市南部)、９割が市街化調整区域(市北部)であり、特に市の北部地域では移動手段の確保が困難な地域も見られます。高齢化がさらに進行すると市民生活に影響が大きくなることが懸念されます。

現在、本市内では、路線バス（熊本電鉄)、鉄道（熊本電鉄)、レターバス及び乗り合いタクシー（熊本電鉄及び市内タクシー事業者（市による補助あり））が運行していますが、路線バスの多くは市南部の住宅団地部を中心にダイヤが組まれ、運行範囲は市内の一部に限られています。レターバス及び乗り合いタクシーについては、市内全域を網羅するように運行していますが、市の財政負担の問題もあり、最小限のサービスにとどまっています。また、隣接する大津町、菊陽町をJR豊肥線が通っていますが、本市内からJR駅（JR光の森駅）へのアクセスも十分とはいえません。

この問題の解決には交通事業者単独の経営努力では自ずと限界があります。長期的な視点に立てば、人口高齢化の一層の進展に伴い、外出手段確保の必要性は高まり、公共交通の重要性が増してくるものと考えられます。

このため、公共交通サービス空白地域をなくし、市民の公共施設、病院、商業施設等へのアクセス手段を整備し、利便性の高い公共交通網が構築されたまちとなるよう、地域公共交通確保維持事業に取り組みます。

【必要性】

本市の北部地域は路線バス、鉄道の駅まで遠く、買い物や通院、通学といった基本的な日常生活に影響が生じている地域があります。

これらを考慮して、市民の通勤通学をはじめ、通いなれた商業施設、病院及び公共施設等を利用できるような公共交通を整備することが必要とされており、本市を運行しているレターバス北ルートについては平日朝夕１便(土日祝は夕１便)をJR光の森駅につなぎ市民の生活を支えていることから、地域公共交通確保維持が必要です。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

① コミュニティ交通の利用者数　89,400 人　（現況値　R6 年度:88,375 人）

② コミュニティ交通の収支率　9.4％　（現況値　R6 年度:9.0％）

③ 公共交通を利用している市民の割合　5.1％　（現況値　R6 年度：4.7％）

④ 乗り継ぎが円滑にできている市民の割合　48.0％　（現況値　R6 年度：40.1％）

⑤ 主要な駅・バス停の乗降者数　御代志　14,900 人（現況値　R6 年度：11,824 人）
アンビー熊本　33,500 人（現況値　R6 年度：26,542 人）

⑥ レターバスの遅れ時間　４分以内　（現況値　R6 年度：７分 17 秒遅延）

⑦ 市民１人当たりのコミュニティ交通運行委託料 1,760 円　（現況値　R6 年度：1,926 円）

（２）事業の効果

・日常生活を支える移動を確保する
・コンパクトなまちづくりに寄与する拠点間をつなぐ役割
・隣接市町との移動を円滑にする
・脱炭素社会実現に向け環境保全に寄与する

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・運行範囲の見直し（合志市、事業者）
・運行ルートの見直し（合志市、事業者）
・運行体系の見直し（合志市、事業者）
・パークアンドライド駐車場の利用促進（合志市、事業者）
（合志市地域公共交通計画　P82,83　参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るレターバス北ルートについて、その運行に係る費用総額 20,406 千円のうち、合志市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
・市民意識調査（市民 3,000 人を無作為で抽出し、アンケート実施）の設問に対する回答割合を集計
・乗降カウントシステムデータによりアンビー熊本と御代志駅の乗降者数を集計
・バスロケーションシステムデータにより路線ごとのバスの遅延時間を集計

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
１０．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付。
１１．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
１２．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
１３ 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
１４．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
１５．貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

１6．貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
１7．貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
１8．協議会の開催状況と主な議論
１9．利用者等の意見の反映状況
本市の協議会の構成委員（住民・利用者代表）として、市区長連絡協議会、市老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協議会、市ＰＴＡ連絡協議会の各種団体が参画しており、地域住民や利用者目線の意見をいただき、計画策定及び路線バス等の運行等に反映させている。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）熊本県合志市竹迫２１４０番地
（所　属）合志市　市長公室　企画課
（氏　名）佐伯　幸治
（電　話）096-248-1813
（e-mail）kikaku@city.koshi.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
　実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
　各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。
※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保
合志市	熊本電気鉄道株式会社	(1) レターバス 北ルート	辻久保	合志市役所	JR光の森駅	往 10.3km 復 11.5km	362日	601.0回			路線定期	②(2)	JR九州の豊肥線と光の森駅にて接続
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９又は別表１０）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

日数、回数算出表　※黄色のセルに入力してください。

※各項目のリンクは説明に飛びます

申請番号	枝番	系統名 表1に表示する系統名	付記	起点（区域運行の場合は不要）	経由（区域運行の場合は営業区域）	終点（区域運行の場合は不要）	循環 自動判別対象外	キロ程（循環は往のみ）区域は「空白」 往	復	令和8年度　運行計画 路線定期　1日当たり　運行回数 片道0.5回 ただし、循環線は1運行1回 月	火	水	木	金	土	日	祝	特1	特2	特3	特4	特5	カレンダーNo	路線不定期 日数	回数	区域 日数	回数	乗用タクシー 日数	回数	計画運行回数
1	1	レターバス 北ルート	1便目及び8便目	辻久保	合志市役所	JR光の森駅		10.3	11.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0					1							601.0

表５　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	合志市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	3,468

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
3,468	出分・上古閑・御領・上町・横町・竹迫住宅・下町・二子・上庄・原口・原口下・平島・中林・合志中央団地	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	2024/3/29	

（１）記載要領

１．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の３月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

２．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

３．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表７（ハ②（１））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表７（ハ②（２）（実施要領の２．（１）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

４．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表７（ハ②（１））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

５．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

６．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（２）添付書類

１．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）